

がんと診断された方のためのガイドを作成

～がん患者・ご家族が安心して暮らし続けていくために～

本市は平成30年（2018年）3月、従前のがん予防対策にがん患者支援の視点も加えた「八王子市がん対策推進計画」を策定し、各種がん検診等のがん予防事業を展開しています。

このたび、八王子市医師会の協力のもと、がんと診断された方やご家族の皆様、今後の治療や日常生活の一助となるよう、本市におけるがん患者支援の概略をまとめたガイド「がんと診断された方への支援・手当・サービス等一覧」を作成しました。

記

1 作成部数

4,000部

2 内容

がんと診断された方が行政、公的機関、医療機関で受けられる支援・手当・サービス等の概要一覧

- ・生活に関する支援（医療・介護・福祉サポート）
- ・お子さんの保育等（子育てサポート）
- ・お仕事の相談（就労サポート）
- ・様々な悩みの相談（こころのサポート）

3 配布場所

市内医療機関（約300医院）、八王子市医師会、東京医科大学八王子医療センターがん相談支援室、東海大学医学部附属八王子病院がん相談支援センター、市関連所管課窓口
※ガイドは市ホームページでもご覧になれます。

4 配布日

9月11日（金）以降に、上記3の配布場所において随時配布



がんと診断された方への支援・手当・サービス等一覧

現在、日本人男性の3人に2人、女性の2人に1人は、生活にがんを患っています。がんになる可能性はだれにもあります。一方で、いまだがんは治らない病気ではなく、全体でみれば6割が治ります。がんになっても、専業を保つ、周囲の理解のもと住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、生きていける社会全体の支援、環境整備が求められています。このリーフレットは、がんと診断された方が、行政、また、公的機関、医療機関で受けられる支援、手当、サービス等の概要を一覧にしています。【発行・印刷】がん相談のススメ 第3版 監修 中川憲一

生活に関する支援が必要な方へ（医療・介護・福祉サポート）

高額療養費制度

保険年金課 ☎ 620-7235 (市役所本庁舎1階) ☎ 620-7364 (75歳未満の方) ☎ 620-7364 (75歳以上の方) 申し込み

申請方法
概ね診療月の2～3か月後に支給申請書を世帯主に送付します。申請後、約1か月後に払い戻しとなります。
※75歳以上の方は、診療月の4～5か月後、東京都後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します。

限度超過用認定証
高額療養費に該当する治療を受ける場合、医療機関に「限度超過認定証」を提示することで窓口での負担が基金の区分に応じた上限額に抑えることが出来ます。必要に応じて、担当窓口で申請してください。
※入院中の患者や家族負担、保険適用外の診療は、高額療養費の対象とはなりません。

医療費の支給

保険年金課 ☎ 620-7235 (75歳未満の方) ☎ 620-7364 (75歳以上の方) 申し込み

疾病の増進に発生する症状のリンパ浮腫のため、医師から弾性着衣(弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブ)あるいは弾性包帯の使用について指示があり、購入した場合、定められた額の範囲内で医療費の支給申請ができます。

対象
八王子市国民健康保険加入者、または、後期高齢者医療制度加入者（社会保険等に加入の方は、加入している健康保険の窓口にお問い合わせください。）

支給対象となる疾病
乳癌をはじめとする腫瘍部、子宮、泌尿器系等の悪性腫瘍によるリンパ浮腫増進後に発生する症状のリンパ浮腫。

介護保険制度

保険年金課 ☎ 620-7414 (市役所本庁舎1階) (介護認定に関すること) ☎ 620-7416 (保険給付に関すること) 申し込み

市に要介護認定申請を行い、要介護者、または、要支援者となった場合に、居宅介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス等の介護サービスを受けられます。

対象
☑ 市内居住の65歳以上の方で、要介護者、または、要支援者となった方
☑ 市内居住の40歳以上5歳未満の医療保険加入者で、がん、末期等の特定疾病により要介護者、または、要支援者となった方
※がん末期とは、医師が、一般に認められている医学的知識に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものとります。